

議案第4号

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員に係る資格要件について追加するため、基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

平成31年3月14日原案可決